

第26回定時株主総会招集ご通知

交付書面非記載事項

新株予約権等に関する事項
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制等に関する運用状況の概要
会社の支配に関する基本方針
剰余金の配当等の決定に関する方針
連結貸借対照表
連結損益計算書
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告
会計監査人の監査報告
監査等委員会の監査報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

株式会社イノベーション

事業報告の「新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制等に関する運用状況の概要」「会社の支配に関する基本方針」「剰余金の配当等の決定に関する方針」、連結計算書類の「連結貸借対照表」「連結損益計算書」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」並びに「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告」「会計監査人の監査報告」「監査等委員会の監査報告」につきましては、法令及び当社定款第17条に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

1. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の期末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度において職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39,312千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39,312千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の連結子会社の一部につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士による監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容及び会計監査の職務遂行状況並びに報酬見積りの相当性等について必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、同意いたしました。

(4) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託していません。

(5) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

3-1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、2015年10月19日の取締役会決議により、「内部統制システム構築の基本方針」を定め、業務の適正を確保するための体制の整備・運用をしております。また、実施状況及び諸情勢の変化等に応じて必要な整備を行うこととしており、直近では2020年5月25日開催の取締役会において、以下のとおり見直し、決議いたしております。

(1) 当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、取締役及び使用人の職務の適法性を確保するため、コンプライアンス（法令遵守）があらゆる企業活動の前提条件であることを決意し、「コンプライアンス規程」を定め、各役職員に周知徹底させる。
- ②リスク管理を統括する組織として、代表取締役社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置する。リスク管理委員会は、各役職員に対するコンプライアンス教育・研修の継続的实施を通じて、全社的な法令遵守の推進に当たるものとする。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当社では、取締役の職務執行に係る事項である議事録、会計帳簿、稟議書、その他の重要な情報等については、文書管理規程等に従い、文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
- ②取締役、監査等委員その他関係者は、これらの規程に従い、その職務遂行の必要に応じて上記の書類等を閲覧することができるものとする。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制構築の基礎として、毎月一回の定時取締役会を開催するものとする。また、重要案件が生じたときは、臨時取締役会を随時開催するものとする。
- ②取締役会は、当社の財務、投資、コストなどの項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各部門に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現するものとする。

(4) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理体制の確立を図るため、横断的組織としてリスク管理委員長（代表取締役社長）を中心とした「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理体制の整備及びリスクの予防に努めるものとする。
- ②リスク管理委員会での状況のレビューや結果は、逐次取締役会に報告し決定する。また、その結果については、監査等委員会にて報告する。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループの運営管理及び内部統制の実施に関しては、内部監査室がこれを担当するものとする。
- ② 当社の内部監査室は、当社グループの内部統制の状況について、必要の都度、取締役会に報告するものとする。
- ③ 当社は、子会社管理規程を定め、子会社における経営上の重要事項の決定を当社の事前承認事項とすること等により、子会社の経営管理を行う。
- ④ 監査等委員は、取締役の職務の執行を監査する必要があるときは、子会社に対して営業又は会計に関する報告を求め、業務及び財産の状況を調査する。

(6) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に関する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員がその職務を補助すべき従業員は、必要に応じてその人員を確保する。
- ② 当該従業員は、監査等委員会の指揮命令に基づき業務を行う。
- ③ 当該従業員の人事異動、評価等については、監査等委員会の意見を尊重し対処する。

(7) 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、監査等委員に対して職務の執行、当社に重大な影響を及ぼす事項、経営の決議に関する事項については、監査等委員会に対して、その内容を速やかに報告するものとする。
- ② 当社は、監査等委員へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
- ③ 取締役は、監査等委員が取締役会及びその他重要な会議又は委員会に出席し、必要であると認めたときは、意見を述べることができる体制を確保する。
- ④ 取締役は、監査等委員が決裁内容の合理性、適法性を検証するため、決裁書の通知先に監査等委員を常設する。

(8) 監査等委員の職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(9) その他の監査等委員の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

- ① 代表取締役社長は、監査等委員と定期的な会合を持ち、業務執行状況について意見交

換する。

- ②取締役は、監査等委員が定期的な会合を取締役及び使用人との間で開催し、業務執行状況について意見交換できる体制を確保する。
- ③取締役は、監査等委員が必要に応じて取締役及び使用人に対して、ヒアリング、往査その他の方法により、実態を把握することができる体制を確保する。

(10) 反社会的勢力排除のための体制

- ①当社グループは、暴力団・総会屋等の反社会的活動・暴力・不当な要求をする人物及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、関係を一切遮断することを基本方針とする。
- ②反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、コーポレートデザインユニットが対応を一元管理し、「反社会的勢力対策規程」に基づき、的確に対応する。

3-2. 業務の適正を確保するための体制等に関する運用状況の概要

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は以下の通りであります。

当事業年度において、取締役会は20回開催し、法令及び定款に定められた事項や経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況の報告及び監督を実施いたしました。

当事業年度において、監査等委員会を16回開催し、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、監査法人及び内部監査室との間で定期的に情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備及び運用状況を確認しております。

内部監査室は、「内部監査計画書」及び「内部統制計画書」に基づき、当社の内部監査を実施しております。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では、当該「基本方針」及び「買収への対抗措置」につきましては、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。今後も、中長期的な視点にたって、成長が見込ま

れる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。

当期の期末配当につきましては、2026年5月11日開催の取締役会において、1株当たり40円とさせていただくことを決議いたしました。

連 結 貸 借 対 照 表

(2026年 3 月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,714,191	流 動 負 債	2,041,099
現 金 及 び 預 金	3,264,349	買 掛 金	254,913
受取手形、売掛金及び契約資産	850,416	短 期 借 入 金	20,600
仕 掛 品	21,093	1年以内返済予定の社債	40,000
営 業 投 資 有 価 証 券	159,578	1年以内返済予定の長期借入金	518,076
前 払 費 用	229,127	未 払 法 人 税 等	99,187
未 収 還 付 法 人 税 等	108,255	未 払 費 用	145,556
そ の 他	85,027	賞 与 引 当 金	139,960
貸 倒 引 当 金	△3,656	契 約 負 債	505,595
固 定 資 産	3,133,478	そ の 他	317,210
有 形 固 定 資 産	121,556	固 定 負 債	2,156,326
建 物	70,956	長 期 借 入 金	1,834,724
工 具 、 器 具 及 び 備 品	50,600	株 式 給 付 引 当 金	43,277
無 形 固 定 資 産	2,725,766	繰 延 税 金 負 債	270,938
ソ フ ト ウ エ ア	500,654	そ の 他	7,386
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	89,120	負 債 合 計	4,197,426
顧 客 関 連 資 産	835,999	純 資 産 の 部	
の れ ん	1,294,469	株 主 資 本	2,899,116
そ の 他 (無 形)	5,521	資 本 本 金	415,540
投 資 そ の 他 の 資 産	286,155	資 本 剰 余 金	2,025,023
投 資 有 価 証 券	94,947	利 益 剰 余 金	539,948
関 係 会 社 株 式	15,067	自 己 株 式	△81,395
繰 延 税 金 資 産	55,285	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△4,006
そ の 他	128,763	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△4,145
貸 倒 引 当 金	△7,907	為 替 換 算 調 整 勘 定	138
繰 延 資 産	430	新 株 予 約 権	5,480
社 債 発 行 費	430	非 支 配 株 主 持 分	750,083
資 産 合 計	7,848,100	純 資 産 合 計	3,650,673
		負 債 純 資 産 合 計	7,848,100

連 結 損 益 計 算 書

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

(単位：千円)

科 目					金 額	
売上高	売上原価					6,968,290
売上総利益						3,468,049
販売費及び一般管理費						3,500,241
営業損失						3,748,725
営業外収益						△248,484
受取利息				4,490		
受取配当金				1,153		
助手収入				3,269		
雑収入				121		
営業外費用				3,549		12,585
支払利息				32,206		
支払手数料				55,250		
投資事業組合運用損失				8,898		
雑損失				2,572		98,928
経常損失						△334,827
特別利益						
事業譲渡益				17,984		17,984
特別損失						
固定資産除却損				26,198		
固定資産売却損				1,304		
投資有価証券売却損				229		27,732
税金等調整前当期純損失						△344,575
法人税、住民税及び事業税				69,176		
法人税等調整額				△18,957		50,218
当期純損失						△394,794
非支配株主に帰属する当期純利益						63,172
親会社株主に帰属する当期純損失						△457,966

連結株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,241,236	1,168,246	1,107,015	△89,775	3,426,723
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 (譲渡制限付株式報酬)	10,140	10,140			20,280
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	5,400	5,400			10,800
減 資	△841,236	841,236			—
剰 余 金 の 配 当			△109,101		△109,101
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純損失			△457,966		△457,966
株式給付信託による自 己 株 式 の 処 分				8,380	8,380
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	△825,696	856,776	△567,067	8,380	△527,607
当 期 末 残 高	415,540	2,025,023	539,948	△81,395	2,899,116

	その他の包括利益累計額			新株 予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算調 整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	△42,966	—	△42,966	2,858	680,633	4,067,249
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行 (譲渡制限付株式報酬)						20,280
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)						10,800
減 資						—
剰 余 金 の 配 当						△109,101
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純損失						△457,966
株式給付信託による自 己 株 式 の 処 分						8,380
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	38,821	138	38,959	2,622	69,449	111,031
当 期 変 動 額 合 計	38,821	138	38,959	2,622	69,449	△416,575
当 期 末 残 高	△4,145	138	△4,006	5,480	750,083	3,650,673

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数 9 社

連結子会社の名称

株式会社Innovation & Co.

株式会社シャノン

想能信息科技（上海）有限公司

株式会社ジクウ

株式会社Innovation X Solutions

株式会社Innovation IFA Consulting

株式会社Innovation M&A Partners

INNOVATION HAYATE V Capital投資事業有限責任組合

INNOVATION V Capital投資事業有限責任組合

連結の範囲の変更

当連結会計年度よりINNOVATION V Capital投資事業有限責任組合を連結の範囲に含めております。これは、2025年5月15日付でINNOVATION V Capital投資事業有限責任組合を組成したことにより連結の範囲に含めることとしたものであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない関連会社の名称

HRテクノロジーズ株式会社

持分法を適用しない理由

当該関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会 社 名	決 算 日	
株式会社シャノン	12月31日	※ 1
想能信息科技（上海）有限公司	12月31日	※ 1
株式会社ジクウ	12月31日	※ 1
INNOVATION HAYATE V Capital投資事業有限責任組合	12月31日	※ 1
INNOVATION V Capital投資事業有限責任組合	12月31日	※ 1

その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と同一であります。

※ 1 連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

※ 2 株式会社Innovation X Solutionsは、2026年4月20日開催の臨時株主総会の決議により、決算日を従来の3月31日から12月31日に変更しております。

※ 3 従来、決算日が10月31日であった株式会社シャノンについては、当連結会計年度より決算日を12月31日に変更しております。

この変更に伴い、当連結会計年度は、2025年2月1日から株式会社シャノンの決算日である2025年12月31日までの11か月間を連結しております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

ア．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法。投資事業有限責任組合への出資持分については、組合契約に規定されている決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

イ．棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

ア．有形固定資産

1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法、その他については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6～18年
工具、器具及び備品	4～18年

イ．無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分）	3～5年
顧客関連資産	12年
のれん	10年
商標権	10年
特許権	8年

③重要な引当金の計上基準

ア．貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

イ．賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ウ．株式給付引当金

当社従業員に対する将来の当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の交付見込額を計上しております。

④重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

ア. オンラインメディア事業

・ITトレンド及びbizplay

IT製品の比較・資料請求サイト「ITトレンド」の運営及びビジネス動画プラットフォーム「bizplay」の運営を行っております。当該サイトの掲載企業へ見込み顧客情報等を提供することで、収益を稼得しております。

当該サービスは、見込み顧客情報等を引渡し義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常、見込み顧客情報等の引渡し時点であることから、当該引渡し時点で収益を認識しております。

・ITトレンドEXPO

オンライン展示会の運営を行っており、協賛企業へ見込み顧客情報等を提供すること並びに特別ゲストや専門家との対談の機会を提供することで収益を稼得しております。

当該サービスは、オンライン展示会を開催し、出展企業のIT製品やサービス、その他の情報を発信する場所の提供及び見込み顧客情報等の引き渡しの義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常、見込み顧客情報等の引渡し時点及び対談の機会を提供した時点であることから、当該引渡し及び対談の終了の時点で収益を認識しております。

・その他

主に顧客企業の予算に応じて、認知施策からリード獲得施策まで網羅的に対応できる各種機能を備えた「SHANON Ad Cloud」を提供しており、デジタル領域における広告サービスを提供することで収益を稼得しております。顧客企業の月次の予算に応じてデジタル広告の運用を行う義務を負っており、この履行義務を充足する時点は、通常、当月内において実際に運用した時点であることから、当該月毎の広告運用終了時点で収益を認識しております。

オンラインメディア事業に係る取引の対価は、サービス提供後概ねひと月以内に受領しており、重要な金利要素は含まれておりません。

イ. ITソリューション事業

・SHANON MARKETING PLATFORM（サブスクリプションサービス）

主に「SHANON MARKETING PLATFORM」を提供しており、顧客が当該ツールを導入及び利用することにより収益を稼得しております。

当該サービスは、プロフェッショナル売上とサブスクリプション売上から構成されております。プロフェッショナル売上では、「SHANON MARKETING PLATFORM」の導入サービスやそれを含むマーケティングに関するコンサルティングサービス等を提供しており、顧客が要望する仕様等に合わせた導入作業やコンサルティング業務の成果物を顧客に納品する義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常、顧客が成果物を検収確認した時点であることから、当該検収時点で収益を認識しております。

また、サブスクリプション売上では、顧客等に「SHANON MARKETING PLATFORM」及びサーバアプリケーションの利用権を提供する義務を負っております。当該利用権の提供に関しましては、顧客は契約期間にわたって便益を享受するため、時の経過に応じて履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。

- ・ SHANON MARKETING PLATFORM（イベントクラウドサービス）

多くの出展企業を集めた大規模なイベントや展示会、企業によるプライベートショーにおいて、「SHANON MARKETING PLATFORM」を使った申込受付管理やバーコード・QRコード来場者認証、アフターフォローのメール運用等をワンストップで効率的に実現するクラウドサービスの提供に加えて、iPadでのアンケート、イベント用モバイルアプリ等、各種デジタルデバイスを活用したイベント・展示会等の開催・運営支援を行っております。当該サービスは顧客企業の要望に応じた仕様で申込受付フォーム等を構築し、それを用いて開催されるイベント会期において、申込受付や当日の来場認証等が、顧客の要望する仕様どおりに機能する義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、イベント会期が終了し顧客が検収した時点であることから、当該検収時点で収益を認識しております。

- ・ その他

主に「List Finder」を提供しており、顧客が当該ツールを利用することで収益を稼得しております。

当該サービスは、顧客のアカウントを発行し、契約期間に応じてツールを利用する権利を付与する義務を負っており、顧客は契約期間にわたって便益を享受するため、時の経過に応じて履行義務が充足されたと判断し、期間にわたり収益を認識しております。

I Tソリューション事業に係る取引の対価は、契約条件に従って履行義務の充足前に前受けの形式により対価を受領する場合には契約負債を計上しており、その他の場合には収益を認識後、概ねひと月以内に受領しております。なお、重要な金利要素は含まれておりません。

- ウ．金融プラットフォーム事業

- ・ 金融商品仲介サービス

主に、投資者へフィナンシャルコンサルティングを提供し、投資者が株式等の金融商品を売買することを業務提携先企業へ仲介することで収益を稼得しております。

当該サービスは、業務提携先企業へ投資者を仲介する義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常、投資者が株式等の金融商品を売買した時点であることから、当該売買完了時点で履行義務が充足されたと判断し収益を認識しております。

- ・ M&A仲介サービス

主に、顧客へM&Aコンサルティングサービスを提供し、売手企業と買手企業をマッチングすることで収益を稼得しております。

当該サービスは、売手企業又は買手企業へM&A取引が完了するまでの間助言を行う義務を負っており、履行義務を充足する時点は、通常、売手企業から買手企業への株式譲渡等の完了時点であることから、当該時点で収益を認識しております。

金融プラットフォーム事業に係る取引の対価は、収益を認識後、概ねひと月以内に受領しており、重要な金利要素は含まれておりません。

エ. VCファンド事業

VCファンド事業における収益は、株式投資等によるキャピタルゲインであり、第三者との譲渡契約に基づいて有価証券を引き渡す履行義務を負っております。第三者より有価証券の対価を受領した時点において、第三者が当該有価証券に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

VCファンド事業に係る取引の対価は、収益を認識後、概ねひと月以内に受領しており、重要な金利要素は含まれません。

⑤重要な外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 営業投資有価証券の評価

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

営業投資有価証券 159,578千円

売上原価 209,468千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

ア. 算出方法

営業投資有価証券のうち非上場株式については、取得原価をもって連結貸借対照表価額としておりますが、超過収益力を加味して取得した非上場株式については、1株当たりの純資産額に基づく実質価額が帳簿価額に比べ50%超低下しており、また実績が取得時点の事業計画を一定期間下回る等の理由により超過収益力の低下が認められる場合には、減損処理を実施する方針であります。

イ. 主要な仮定

超過収益力を検討する際には、過去の実績や入手した投資先の事業計画等を総合的に勘案し検討しておりますが、当該検討には見積りの要素が含まれており、事業計画上の売上高の基礎となる契約企業数等が主要な仮定であります。

ウ．翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りは、連結計算書類作成時点において入手可能な情報に基づいているものの、見積りに用いた仮定は不確実性を伴い、今後の経済情勢等の変化等の影響によって、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 株式会社シャノンに関するのれん及び顧客関連資産の評価

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 1, 294, 469千円

顧客関連資産 835, 999千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

ア．算出方法

株式会社シャノンの株式を取得した際に計上したのれんは、今後の事業活動により期待される将来の超過収益力として、取得原価と被取得企業の識別可能資産および負債の企業結合日時点の時価との差額で算定しております。また、顧客関連資産は、既存顧客との継続的な取引関係により生み出すことが期待される期待収益の現在価値として算出しております。これらは、その効果が及ぶ期間にわたり償却を行い、減損の兆候があると認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定することとしております。その結果、減損損失の認識が必要と判定された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額は減損損失として認識されます。

イ．主要な仮定

のれん及び顧客関連資産の評価の基礎となる将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、サブスクリプション売上の成長率であります。

サブスクリプション売上の成長率は、既存顧客からの継続利用状況、新規顧客の獲得状況、解約率の推移、競争環境の変化、企業のマーケティング活動に対する投資動向等を踏まえて見積っております。

ウ．翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記の仮定は合理的であると判断しておりますが、将来の経済条件、競争環境、市場環境、顧客の利用動向及び解約率の変動等により、サブスクリプション売上の成長率に関する仮定の見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、のれん及び顧客関連資産の金額又は損益に重要な影響を与える可能性があります。

3. 追加情報

(1) 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する事項

当社は、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」を2019年5月より導入しております。

①取引の概要

当社は、従業員に対し職位、個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の当連結会計年度末の帳簿価額及び株式数は、81,156千円、73,600株であります。

(2) 財務上の特約

当社が2025年4月11日に締結している次の金銭消費貸借契約には財務上の特約が付されており、これに抵触し貸付人から請求があった場合には、期限の利益を喪失します。

①契約の相手方の属性

都市銀行

②契約に係る債務の期末残高

1,889,416千円

③弁済期限

2032年4月9日

④担保の内容

該当事項はありません。

⑤財務制限条項

借入人は、原契約等及び本特約に基づく貸付人に対する全ての債務の履行が完了するまで、以下に定める内容を財務制限条項として、遵守維持するものとする。

イ. 2025年3月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2024年3月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

ロ. 2025年3月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結の損益計

算書において、経常損益の金額をゼロ円以上に維持すること。

⑥財務制限条項抵触時の効果

借入人が、上記⑤に定める財務制限条項に抵触した場合、以下の定めに従うものとする。

- イ. 借入人が上記⑤イ及びロに定めるいずれか1項目以上に抵触した場合、借入人は、貸付人が指定する日までに、貸付人が満足する事業計画を貸付人に書面にて提出するものとする。
- ロ. 借入人が上記⑤イ及びロに定めるいずれかの同一項目に2期連続して抵触した場合は、貸付人の請求により、借入人は原契約等及び本特約に基づき借入人が貸付人に対して負担する一切の債務について期限の利益を失い、直ちにその債務全額を返済するものとする。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額 70,706千円

(2)偶発債務

当社子会社に対する訴訟の提起

当社の連結子会社である株式会社Innovation IFA Consulting（以下、「当社子会社」という。）は、個人顧客から適合性原則違反、過当取引、説明義務違反に係る損害賠償として、2024年10月15日付で東京地方裁判所に3億8,793万円の支払いを求める訴訟を提起され、当該訴訟に係る訴状を2024年10月30日に受領しており、これまでに計10回の口頭弁論が行われました。

当社としましては、原告が主張する不法行為はないものと考えており、引き続き当社子会社の正当性を明らかにしていく方針であります。

なお、本訴訟の結果によっては当社グループの業績に影響を与える可能性があります。なお、現時点では賠償の有無及びその際の影響額を合理的に見積もることは困難であります。

5. 連結損益計算書に関する注記

事業譲渡益

連結子会社である株式会社Innovation IFA Consultingの業務委託IFA事業の一部を売却したため、事業譲渡益17,984千円を計上しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	増加株式数	減少株式数	当連結会計年度末の 株式数
普通株式	2,727,700株	34,400株	一株	2,762,100株

(注) 発行済株式の総数の増加は、第5回新株予約権の行使による新株の発行による増加14,400株、譲渡制限付株式報酬としての新株発行による増加20,000株であります。

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金 の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年5月12日 臨時取締役会	普通株式	利益 剰余金	109,101千円	40円	2025年3月31日	2025年6月11日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金 の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2026年5月11日 臨時取締役会	普通株式	利益 剰余金	110,477千円	40円	2026年3月31日	2026年6月10日

(3) 新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）に関する事項

区分	新株予約権 の 内 訳	新株予約権 の目的とな る 株式の種類	新株予約権の目的となる株式数 (株)				当 連 結 会 計 年 度 末 残 高 (千円)
			当連結 会計年度 期首	当連結 会計年度 増加	当連結 会計年度 減少	当連結 会計年度末	
当 社	第5回 新株予約権	普通株式	20,800	—	20,800	—	—
	第8回 新株予約権 (行使価額 修正条項 付)		234,000	—	—	234,000	2,340
	第9回 新株予約権 (行使価額 修正条項 付)		72,700	—	—	72,700	218
連結 子会社	第21回 新株予約権	普通株式	120,000	—	—	120,000	300
合計			447,500	—	20,800	426,700	2,858

(4) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	増加株式数	減少株式数	当連結会計年度末の 株式数
普通株式	81,366株	一株	7,600株	73,766株

(注) 1. 普通株式の自己株式数には、株式給付規程に基づく株式給付信託（J-ESOP）が保有する当社株式（73,600株）が含まれております。

2. 自己株式の数の減少7,600株は、株式給付信託（J-ESOP）から従業員への交付による減少によるものであります。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用について短期的な預金等に限定し、金融機関からの借入や株

式の発行等により資金を調達しております。また、当社は、デリバティブ取引を行わない方針であります。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業投資有価証券は、当社子会社が管理、運営する投資事業組合が有する上場株式及び未上場株式であります。未上場株式は、上場株式に比べ、収益基盤や財務基盤が不安定で経営資源も制約されるため、経済環境等の影響を受けやすく、期待されたキャピタルゲインが実現しない等、投資資金を回収できないリスクに晒されております。

投資有価証券は非上場株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払費用及び未払法人税等は、その全てが1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に事業領域の拡大及び優秀な人材の確保を主な目的とするM&A等のための資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で6年であります。これらは、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

ア．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財政状況の悪化等による回収懸念の軽減を図っております。

当社グループは、営業投資有価証券及び投資有価証券については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

イ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各子会社からの報告に基づき経理財務ユニットが適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持をすることなどにより、流動性リスクを管理しております。

ウ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

営業投資有価証券及び投資有価証券については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 営業投資有価証券	66,466	66,466	—
資産計	66,466	66,466	—
(1) 短期借入金	20,600	20,600	—
(2) 社債	40,000	40,110	110
(3) 長期借入金	2,352,800	2,324,710	△28,089
負債計	2,413,400	2,385,420	△27,979

(注1) 「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「未収還付法人税等」「買掛金」「未払法人税等」「未払費用」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 長期借入金には1年以内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注3) 市場価格のない株式等は含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	金額（千円）
非上場株式（営業投資有価証券）	93,111
非上場株式（投資有価証券）	69,182

(注4) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24－16項に定める取扱いに基づき、時価開示の対象とはしておりません。また、当連結会計年度末に係る当該金融商品の連結貸借対照表計上額の合計額は25,765千円であります。

(注5) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	3,264,309	—	—	—
受取手形、売掛金及び契約資産	850,416	—	—	—
合計	4,114,725	—	—	—

(注6) 借入金の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
短期借入金	20,600	—	—	—
社債	40,000	—	—	—
長期借入金	518,076	1,498,228	336,496	—
合計	578,676	1,498,228	336,496	—

(※1) 社債には1年以内返済予定の社債を含んでおります。

(※2) 長期借入金には1年以内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表に計上している金融資産

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
営業投資有価証券				
その他有価証券				
株式	66,466	—	—	66,466
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
資産計	66,466	—	—	66,466

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

営業投資有価証券

上場株式は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
短期借入金	—	20,600	—	20,600
社債	—	40,110	—	40,110
長期借入金	—	2,324,710	—	2,324,710
負債計	—	2,385,420	—	2,385,420

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

短期借入金

短期で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金及び社債

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント					調整額 (注)	合計
	オンライン メディア事業	I T ソリューション事業	金融プラット フォーム事業	VCファンド 事業	計		
ITトレンド	2,868,557	—	—	—	2,868,557	—	2,868,557
ITトレンド EXPO	418,636	—	—	—	418,636	—	418,636
bizplay	372,604	—	—	—	372,604	—	372,604
SHANON MARKETING PLATFORM	—	2,011,353	—	—	2,011,353	—	2,011,353
イベントク ラウド	—	451,348	—	—	451,348	—	451,348
金融商品仲 介サービス	—	—	331,390	—	331,390	—	331,390
M&A 仲介サ ービス	—	—	1,000	—	1,000	—	1,000
その他	61,452	445,747	—	—	507,199	6,200	513,399
顧客との契 約から生じ る収益	3,721,250	2,908,450	332,390	—	6,962,090	6,200	6,968,290
外部顧客へ の売上高	3,721,250	2,908,450	332,390	—	6,962,090	6,200	6,968,290

(注) 「調整額」は、ライセンス料の受領及び関連法人からの業務委託料であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度（千円）
顧客との契約から生じる債権（期首残高）	920,653
顧客との契約から生じる債権（期末残高）	850,416
契約負債（期首残高）	440,712
契約負債（期末残高）	505,595

当連結会計年度の期首現在の契約負債残高のほとんど全てを、当連結会計年度の収益として認識しております。なお、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,076円	92銭
(2) 1株当たり当期純損失	171円	79銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2026年 3 月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,378,530	流動負債	761,754
現金及び預金	1,763,756	買掛金	14,589
売掛金	1,375	短期借入金	20,600
営業投資有価証券	155,556	1年以内返済予定の長期借入金	495,600
前払費用	73,229	未払金	28,719
未収入金	383,789	未払費用	103,337
その他の	824	未払法人税等	45,796
固定資産	2,759,268	未払消費税等	38,523
有形固定資産	30,590	前受収益	2,482
建物	7,968	預り金	11,893
工具、器具及び備品	22,622	その他の	212
無形固定資産	265,961	固定負債	1,850,732
ソフトウェア	243,917	長期借入金	1,800,068
ソフトウェア仮勘定	22,044	株式給付引当金	43,277
投資その他の資産	2,462,715	その他の	7,386
投資有価証券	94,947	負債合計	2,612,486
関係会社株式	2,291,820	純資産の部	
繰延税金資産	50,402	株主資本	2,526,899
差入保証金	25,518	資本	415,540
長期貸付金	380,000	資本剰余金	2,077,423
長期未収入金	556,072	資本準備金	1,236,186
その他の	26	その他の資本剰余金	841,236
貸倒引当金	△936,072	利益剰余金	115,330
		その他の利益剰余金	115,330
		繰越利益剰余金	115,330
		自己株式	△81,395
		評価・換算差額等	△4,145
		その他有価証券評価差額金	△4,145
		新株予約権	2,558
資産合計	5,137,798	純資産合計	2,525,311
		負債純資産合計	5,137,798

損 益 計 算 書

(自 2025年4月1日
至 2026年3月31日)

(単位：千円)

科 目				金 額	
営業	業 業	収 原	益 価	9,079 201,650 1,177	1,831,147 459,320
	売 上	総 利	益		1,371,827
	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費				1,231,927
	営 業	利 益			139,900
	営 業	外 収	益		
	受 取	利 息			
	受 取	配 当	金 入		
	雑 収				211,907
	営 業	外 費 用			
	投 資 事 業 組 合 運 用 損 息 料 失 益				8,898 31,125 55,250 160
特 特	経 常 利 益				256,372
	特 別 利 益				
	関 係 会 社 株 式 売 却 益			51,173	51,173
	特 別 損 失				
	投 資 有 価 証 券 売 却 損			228	
	固 定 資 産 除 却 損			12,324	
	関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額			335,749	348,302
	税 引 前 当 期 純 損 失				△40,756
	法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税			44,310	
	法 人 税 等 調 整 額 失			△10,768	33,542
当 期 純 損 失				△74,299	

株主資本等変動計算書

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	1, 241, 236	1, 220, 646	—	1, 220, 646	298, 731	298, 731
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行 (譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬)	10, 140	10, 140		10, 140		
新 株 の 発 行 (新 株 予 約 権 の 行 使)	5, 400	5, 400		5, 400		
減 資	△841, 236		841, 236	841, 236		
剰 余 金 の 配 当					△109, 101	△109, 101
当 期 純 損 失					△74, 299	△74, 299
株式給付信託による自己株式の処分						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	△825, 696	15, 540	841, 236	856, 776	△183, 400	△183, 400
当 期 末 残 高	415, 540	1, 236, 186	841, 236	2, 077, 423	115, 330	115, 330

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純 資 産 計 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△89,775	2,670,839	△41,677	△41,677	2,558	2,631,720
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行 (譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬)		20,280				20,280
新 株 の 発 行 (新 株 予 約 権 の 行 使)		10,800				10,800
減 資		—				—
剰 余 金 の 配 当		△109,101				△109,101
当 期 純 損 失		△74,299				△74,299
株式給付信託によ る自己株式の処分	8,380	8,380				8,380
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			37,532	37,532	—	37,532
当 期 変 動 額 合 計	8,380	△143,940	37,532	37,532	—	△106,408
当 期 末 残 高	△81,395	2,526,899	△4,145	△4,145	2,558	2,525,311

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

ア. 子会社株式

移動平均法による原価法

イ. その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法
投資事業有限責任組合への出資持分については、以下のとおり計上しております。

連結子会社となる組合については、組合の計算書類に基づいて組合の資産、負債、収益及び費用を当社の出資持分割合に応じて計上しております。

その他の組合については、組合契約に規定されている決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法、その他については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～18年
工具、器具及び備品	4～18年

②無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3)引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②株式給付引当金

株式給付規程に基づく当社従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込みに基づき計上しております。

(4)収益及び費用の計上基準

主に子会社の経営指導及び管理業務を行うことで収益を稼得しております。当該サービスは、子会社へ契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、サービス提供期間にわたって履行義務が充足されたと判断し、期間に応じて収益を認識しております。

当該サービスに係る取引の対価は、収益認識後、概ねひと月以内に受領しており、重要な金利要素は含まれておりません。

2. 会計上の見積りに関する事項

営業投資有価証券の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

営業投資有価証券 155,556千円

売上原価 203,183千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「2. 会計上の見積りに関する注記 (1)営業投資有価証券の評価 ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 追加情報

(1)従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する事項

当社は、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の

皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」を導入しております。

詳細は、連結注記表「3. 追加情報」をご参照ください。

(2) 財務上の特約

当社が2025年4月11日に締結している金銭消費貸借契約には財務上の特約が付されております。

詳細は、連結注記表「3. 追加情報」をご参照ください。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 51,914千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 383,240千円

短期金銭債務 7,486千円

長期金銭債権 936,072千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との営業取引及び営業以外の取引の取引高の総額

営業取引（収入分） 1,824,947千円

営業取引（支出分） 5,253千円

営業取引以外の取引（収入分） 259,298千円

(2) 関係会社株式売却益

当社は、2025年9月12日開催の取締役会において、当社連結子会社である株式会社 Innovation X Solutionsの全株式を当社連結子会社である株式会社シャノンに譲渡することを決議し、2025年12月26日付で実行いたしました。

詳細につきましては、「8. 企業結合等に関する注記」に記載のとおりであります。

なお、関係会社株式売却益を51,173千円計上しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記
自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	81,366株	一株	7,600株	73,766株

- (注) 1. 普通株式の自己株式数には、株式給付規程に基づく株式給付信託 (J-ESOP) が保有する当社株式 (73,600株) が含まれております。
2. 自己株式の数の減少7,600株は、株式給付信託 (J-ESOP) から従業員への交付による減少によるものであります。

7. 税効果会計に関する注記
繰延税金資産の発生 の主な原因の内訳

繰延税金資産	(単位：千円)
ソフトウェア	23,848
差入保証金	2,425
未払費用	41,078
未払事業税	4,940
株式給付引当金	13,640
子会社株式	37,395
営業投資有価証券	94,115
投資有価証券	11,565
貸倒引当金	295,040
その他	4,045
繰延税金資産小計	528,095
評価性引当額	△477,692
繰延税金資産合計	50,402

8. 企業結合等に関する注記
共通支配下の取引等

当社は2025年9月12日開催の取締役会において、当社連結子会社である株式会社 Innovation X Solutionsの全株式を当社連結子会社である株式会社シャノンに譲渡することを決議し、2025年12月26日付で実行いたしました。

(1) 株式譲渡の概要

① 当該子会社の名称及び事業内容

名称：株式会社Innovation X Solutions

事業内容：

- 1) 法人営業に特化したマーケティングオートメーションツール「ListFinder」の提供
- 2) 同システムを基軸としたコンサルティングサービスの提供
- 3) ウェブ上でセミナーを開催するためのウェビナーサービス「コクリポウェビナー」の運営

② 株式譲渡の相手先

名称：株式会社シャノン

③ 株式譲渡の理由

中長期的な企業価値および株主価値の向上を目的とした、事業ポートフォリオの最適化のため。

④ 株式譲渡実施日

2025年12月26日

⑤ 法的形式を含む取引の概要

現金を対価とする株式譲渡

⑥ 譲渡株式数及び譲渡後の所有株式の状況

譲渡株式数 普通株式 3,000株（議決権所有割合：100.0%）

譲渡後の所有株式数 0株（議決権所有割合：0.0%）

(2) 実施した会計処理の概要

譲渡損益の金額

関係会社株式売却益 51,173千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等 の所有割合/被所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	富田 直人	被所有 直接 31.6%	当社 代表取締役	金銭報酬債権の 現物出資 (注1)	10,748	—	—

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有割合/被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 Innovation & Co.	所有 直接 100.0%	・役員の兼任 ・管理業務委託等 ・事務所の転貸	管理業務委託	1,365,337	未収入金	380,998
				配当金の受取	201,000	—	—
				家賃の受取	20,510	前受収益	2,219
	株式会社 Innovation IFA Consulting	所有 直接 100.0%	・役員の兼任 ・管理業務委託等 ・事務所の転貸 ・資金の貸付	管理業務委託	200,232	未収入金	—
				資金の貸付	—	長期未収入金 (注3)	371,860
				資金の回収	—	長期貸付金 (注3)	300,000
				利息の受取	5,624	—	—
				家賃の受取	10,033	前受収益	220
	株式会社 Innovation M&A Partners	所有 直接 100.0%	・役員の兼任 ・管理業務委託等 ・資金の貸付	管理業務委託	79,554	未収入金	—
				資金の貸付	—	長期未収入金 (注3)	184,211
				資金の回収	—	長期貸付金 (注3)	80,000
				利息の受取	837	—	—
	株式会社 シャノン	所有 直接 56.7%	・資本業務提携 ・役員の兼任	株式の譲渡 (注4)	100,000	—	—

- (注) 1. 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものであります。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針
- ①管理業務委託料については、役務提供割合に応じて費用負担額を決定しております。
- ②賃貸料については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
- ③資金の貸付の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
3. 当該未収入金及び貸付金を貸倒懸念債権に区分し、当事業年度において関係会社貸倒引当金繰入額として335,749千円を計上しており、当事業年度末における貸倒引当金残高は936,072千円であります。
4. 株式譲渡については、当社連結子会社である株式会社Innovation X Solutionsの全株式を、当社連結子会社である株式会社シャノンへ譲渡したものであります。取引金額は第三者機関による株価算定の結果を踏まえ、決定しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	938円	41銭
(2) 1株当たり当期純損失	27円	87銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月26日

株式会社 イノベーション
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	南 山 智 昭
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 関 康 広

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イノベーションの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イノベーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年5月26日

株式会社 イノベーション
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	南 山 智 昭
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 関 康 広

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イノベーションの2025年4月1日から2026年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月26日
株式会社イノベーション 監査等委員会
監査等委員(社外取締役) 長谷川 正 和 ㊞
監査等委員(社外取締役) 倉 田 宏 昌 ㊞
監査等委員(社外取締役) 後 藤 和 寛 ㊞

以上